



骨髄移植などにより、免疫が消失した方への 予防接種の再接種を助成します



骨髄移植などで、移植前に受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意接種として予防接種を再接種する方に、予防接種費用の助成を行っています。

【対象者】以下のすべてを満たす方

- ・骨髄移植などの理由により、すでに接種された定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されている。
- ・再接種を受ける日において、氷見市に住所を有している。
- ・令和4年4月1日以降に受ける予防接種であり、20歳未満である。
- ・既に接種した定期予防接種が、予防接種実施規則で定められたルールどおりの接種回数及び間隔で行われている。

【助成の対象となる予防接種】

予防接種法に規定されている下記のA類疾病の予防接種

ヒブ、小児の肺炎球菌、BCG、MR混合（麻しん風しん）、日本脳炎、B型肝炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、水痘（水ぼうそう）、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）、ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん予防）

※下記のとおりに接種年齢に上限があります。

ワクチン	小児の肺炎球菌	ヒブ	5種混合、4種混合	BCG	その他
年齢	6歳未満	10歳未満	15歳未満	4歳未満	20歳未満

【助成金額】

該当する予防接種の再接種費用と氷見市助成上限額のいずれか低い額。
（ただし、医師の意見書作成料などの文書料等は助成対象になりません。）



【申請手続きについて】

手続きの流れ	手続きに必要なもの及び備考
① 事前相談	・再接種について、主治医と接種スケジュール等を相談してください。 ・主治医との相談後、氷見市健康課まで電話等でご相談ください。
② 医療機関で接種	・予防接種を受け、全額自己負担で医療機関へ支払いを行ってください。 ・「主治医意見書」の記載を依頼してください。（参考様式あり） ※領収書は、接種者氏名、再接種した予防接種の種類・接種日・医療機関名・予防接種の種類ごとの金額がわかるものを受け取ってください。
③ 助成金交付の申請	下記の書類を持参のうえ、健康課で申請手続きを行ってください。 ・氷見市骨髄移植等の理由による予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号） ・主治医意見書（参考様式あり） ・予防接種を受けた医療機関の領収書（領収書に②の※内容すべてが記載されているもの） ・骨髄移植等を受ける以前の定期予防接種状況の確認ができるもの（母子健康手帳等） ・振込希望先（通帳等）の写し ・本人確認書類の写し（申請者と接種者が異なる場合は両方のもの）

【申請期限】

対象の予防接種を受けた日の属する月の末日から起算して1年を経過する日まで

【お問合せ】

氷見市健康課（いきいき元気館内）
TEL：0766-74-8062